

○厚生労働省令第二十三号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三(第四十五条の八関係)</p> <p>一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イヨヨ (略)</p> <p>タ (略)</p> <p>レ メチル ニ―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフ エニル)―オキシラン―ニ―カルボキシラートとして五十% を超えて含有する物</p> <p>ソ ニ―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェニル) ―オキシラン―ニ―カルボン酸として五十%を超えて含有す る物</p> <p>ツ (略)</p> <p>ネ ヌ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>別表第三(第四十五条の八関係)</p> <p>一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イヨヨ (略)</p> <p>タ メチルエチルケトンを五十%を超えて含有する物 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>レ 三・四―メチレンジオキシフェニル―ニ―プロパノンを五 十%を超えて含有する物</p> <p>ソ ヌ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。